

2025 年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて



京阪京都交通株式会社

弊社はバス事業者として、輸送の安全を確保することが最も重要であるとの認識のもと、社長以下全社員が一丸となって運輸安全マネジメントに基づく取り組みを推進して参ります。

本書は安全への取り組みのために策定した弊社の運輸安全マネジメントについて、2025 年度の目標やその達成のための計画、および 2024 年度の達成状況や実施内容等を公表するものです。

目 次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	3-4
2. 輸送の安全に関する重点施策	4
3. 輸送の安全に関する情報の伝達および共有	4
4. 安全管理規程および安全統括管理者	4
5. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統	4
6. 輸送の安全に関する計画	5
7. 輸送の安全に関する教育および研修計画	5-6
8. 輸送の安全に関する目標【2025年度】	6
9. 輸送の安全に関する目標の達成状況【2024年度】	6
10. 自動車事故報告規則第2条に規程する事故に関する統計【2024年度】	6
11. 輸送の安全に関する主な取り組み内容【2024年度】	7
12. 輸送の安全に関する内部監査結果	8
13. 安心して快適な輸送サービスの取り組み	8
14. 働きやすい職場環境への取り組み	8

【別紙1】安全管理規程

【別紙2】業務組織図

【別紙3】事故・災害に関する報告連絡体制

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 当社の安全方針は、「安全最優先」、「規律」、「継続的改善」、「接遇」の4つを行動規範、自然災害等が発生した際の行動理念として「人命最優先」の原則趣旨を防災の基本方針として定めております。

また、当社の社長および運輸部担当の役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たして参ります。現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、「安全方針」の定着を図り、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、安全の維持・向上を図って参ります。

安 全 方 針

私たちは、安全・安心な輸送を確立し、
お客様へ快適なサービス提供を目指します。

私たちの行動規範

1. 輸送の安全をすべてに最優先します。
2. 決められた法令やルールを守ります。
3. 過去の教訓を忘れず、安全性の向上に努めます。
4. お客様に感謝し、やさしい接客を行います。

防災の基本方針

1. 災害発生時は、お客様と社員の安全確保を最優先に行動します。
2. 災害時にあたっては、十分安全を確保した上、事業の継続に努め、社会的使命を果たします。

京阪京都交通株式会社
代表取締役社長 阪本 和宏

- (2)弊社は、輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し、安全対策を常に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することで、輸送の安全性の向上に努めて参ります。
- また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。
- (3)自然災害等発生時は、お客様と社員の人命を最優先に考え、安全確保の上、早期復旧、事業の維持に努めます。

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1)輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2)輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3)輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4)輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (5)輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。

3. 輸送の安全に関する情報の伝達および共有

- ・社長以下、常勤役員が毎月分の「事故ならびにお客様のご意見について」の分析と防止策について意見交換
- ・社長以下、常勤役員、安全統括管理者、運輸部管理職、営業所長、副所長等で安全輸送に対する取り組みを協議
- ・社長以下、全管理職が参加し、「事故ならびにお客様のご意見について」の分析と防止策について意見交換
- ・営業所単位で、所長会議等の報告および営業所の現状認識、問題点等、所内での周知および確認
- ・事故の分析、防止策および苦情事例による接遇向上策の意見交換
- ・グループ会社内の各社の安全マネジメントの取り組みについて情報共有を行う
- ・社長達、運輸部長達、所長達等による輸送の安全に関する周知の徹底
- ・業務連絡による監督官庁からの通達等、輸送の安全に関する指示・連絡の徹底

4. 安全管理規程および安全統括管理者

- (1)安全管理規程 【別紙1】『安全管理規程』参照
- (2)安全統括管理者 常務取締役運輸部長 森山 豊

5. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

- (1)【別紙2】『業務組織図』
- (2)【別紙3】『事故・災害等に関する報告連絡体制』

6. 輸送の安全に関する計画

(1) 安全運動関係

国土交通省・自治体・バス協会などが取り組む安全運動に積極的に取り組みます。

- ①春の全国交通安全運動(4月)
- ②車内事故防止キャンペーン(7月)
- ③夏の交通事故防止府民運動(7月)
- ④交通マナーを高める無事故コンクール(セーフティラリーへの参加)(7月～9月)
- ⑤秋の全国交通安全運動(9月)
- ⑥飲酒運転防止週間(9月)
- ⑦踏切事故防止キャンペーン(11月)
- ⑧環境対策を強化する月間(11月)
- ⑨年末年始の輸送等に関する安全総点検(12月～1月)
- ⑩安全輸送を再確認する日(毎年1月4日)
- ⑪事故0の日(毎月15日)

(2) 運行管理関係

- ①社長、安全統括管理者等による職場巡視、点呼立会い
- ②安全方針の周知
- ③厳正な点呼執行の徹底
- ④役員・管理者による査察(点呼・添乗・定点・ターミナル)の実施
- ⑤私有携帯電話等の乗務時の携行禁止、厳正な管理の徹底
- ⑥飲酒運転撲滅の継続的な取り組み
- ⑦健康管理対策の充実
- ⑧異常事態発生(重大事故・自然災害等)訓練の実施
- ⑨バスロケーションシステム活用によるお客さまの利便性向上および運行管理業務の充実
- ⑩薬物検査の実施

(3) 車両関係

- ①安全装置の充実した新車の継続的な導入

7. 輸送の安全に関する教育および研修計画

(1) 役員および管理者の研修

国土交通省主催の運輸安全マネジメント講習会や研修会に参加し、安全管理体制の強化を図ります。

(2) 運行管理者等に対する教育

- ①法令に基づいた外部研修(運行管理者基礎講習・一般講習等)
- ②運行管理者・補助者(指導運転士)への社内研修

(3) 運転士に対する教育

- ①安全統括管理者、運輸部管理職による全運転士への個人カウンセリングの実施

- ②添乗査察システム(ASK)の活用による指導・教育
 - ③ドライブレコーダーの活用による指導・教育
 - ④外部機関による安全運転研修への参加
 - ⑤入社3年未満の運転士へのフォローアップ研修の実施
 - ⑥一般、初任、適齢の各種適性診断の受診と診断結果に基づく事故防止カウンセリングの実施
 - ⑦高齢運転士(60歳以上)への健康管理および事故防止カウンセリングの実施
 - ⑧事故再発者研修の実施
 - ⑨車内事故防止カウンセリングの実施
 - ⑩自社ヒヤリハット事例を活用した教育の実施
 - ⑪「安全確認エリア」を活用した車両感覚の教育
- (4)整備管理者および整備士に対する研修
- ①法令に基づいた外部研修
 - ②バスメーカーが実施する整備士研修
 - ③法定点検時における決められた作業手順に基づいた確実な点検および整備の実施

8. 輸送の安全に関する目標【2025年度】

重点目標
1. 重大事故件数『0』件 2. 有責事故発生件数 20 件以下
目標達成のための重点項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 狭路での安全確認と速度厳守 ・ 交差点、右左折時における安全確認の徹底 ・ 停車時、駐車ブレーキの使用徹底

9. 輸送の安全に関する目標の達成状況【2024年度】

重点目標	結果
1. 重大事故件数『0』件	0 件
2. 有責事故発生件数 23 件以下	20 件

10. 自動車事故報告規則第2条に規程する事故に関する統計【2024年度】

- ・ 重傷事故(第3号に因るもの) 0 件
- ・ 車両故障(第11号に因るもの) 7 件
- ・ 健康起因(第9号に因るもの) 0 件

11. 輸送の安全に関する主な取り組み内容【2024年度】

(1) 安全運動関係

①春の全国交通安全運動(4月)、夏の交通事故防止府民運動(7月)、秋の全国交通安全運動(9月)、年末年始の輸送等の安全総点検(12月～1月)等の各種安全運動の機会を通じて、事故防止に取り組みました。

②車内事故防止キャンペーン(7月)

お客様の安全を最優先に考え、車内事故防止キャンペーンを実施しました。

③飲酒運転防止週間(9月)

秋の全国交通安全運動に合わせて実施しました。

④踏切事故防止キャンペーン(11月)

⑤エコドライブ運動(通年)

⑥事故・苦情ゼロの日(毎月)

安全統括管理者が営業所を巡視し、運行管理者、運転士への安全意識向上に努めました。

(2) 厳正な点呼および運行管理

- ・社長、常勤役員、安全統括管理者による点呼査察



(3) 輸送の安全に関する教育および研修

- ・全国交通安全運動期間中に講習会を開催、入社3年未満の運転士に対する事故防止研修等を実施しました。



12. 輸送の安全に関する内部監査結果

運輸安全マネジメント体制に関して安全管理規程に基づく内部監査を年1回以上実施し、また重大な事案が発生した場合は臨時内部監査を実施することで、有効性、適合性の観点から社内への浸透状況や運営状況を確認し、問題点については速やかに改善を図っております。

13. 安心して快適な輸送サービスの取り組み

貸切バスの安全に対する取り組み状況が優良なバス会社であることを示すシンボルマーク【三ツ星】を2015年9月15日に取得し、2025年4月15日付で継続更新の申請を行いました。



14. 働きやすい職場環境への取り組み

弊社は、運転士の職場環境を、評価する「働きやすい職場認証制度」におきまして、2024年11月に継続申請をし、2027年3月31日までの認証を得ました。運転士の職場環境の向上に努めることで、輸送の安全に繋げて参ります。



安全管理規程

平成25年11月21日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という）は、道路運送法（以下「法」という）第22条の2第2項の規程に基づき、運送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長及び運輸部を担当、または運輸部業務に従事する役員（以下「運輸部担当役員」という）は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することで、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 取締役会構成員(以下「経営トップ」という)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保や体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
2. 運輸課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所長を統括し、指導監督を行う。
 3. 各営業所長は、運輸課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所を統括し、指導監督を行う。
 4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等の理由で本社に不在の場合や重大な事故・災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 経営トップのうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠るなどにより、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

10 条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針・重点施策・目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて臨時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 11 条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第 12 条 経営トップと現場や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故・災害等に関する報告連絡体制)

第 13 条 事故・災害等が発生した場合における当該事故・災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2. 事故・災害等に関する報告が、安全統括管理者・経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める事故・災害等があった場合は、同報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第 14 条 第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第 15 条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故・災害等が発生した場合又は同種の事故・災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を、改善すべき事項が認められた場合は、その内容を、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方針を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 16 条 安全統括管理者から事故・災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第 17 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

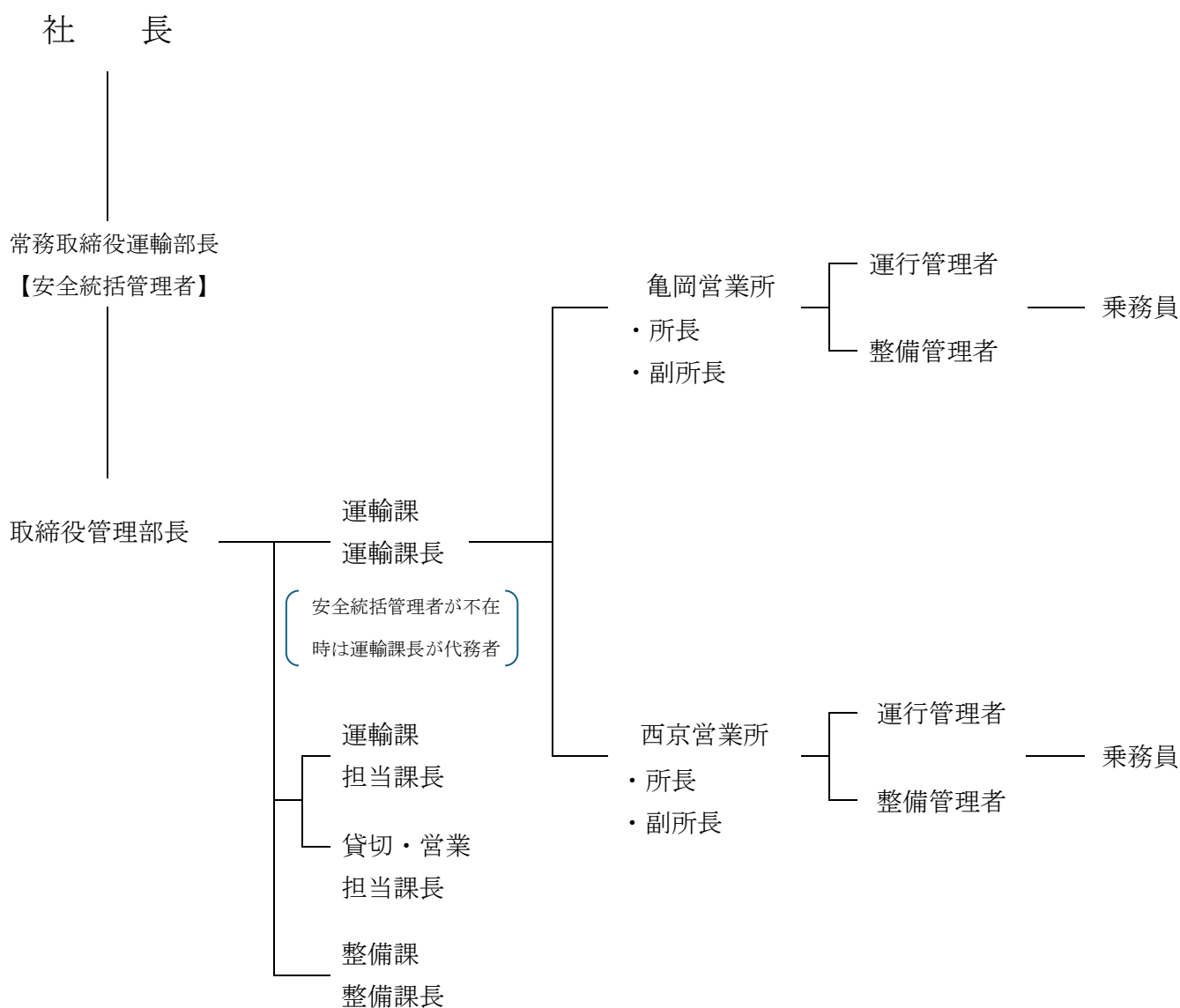
2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は関係部署が記録し、保存の方法は「文書取扱規程」に準ずる。

◇付則

- この規程は、平成18年10月1日より実施する。
- 平成19年 4月 1日 一部改正
- 平成22年 7月 2日 一部改正
- 平成25年11月21日 一部改正

業務組織図(安全管理規定第8条第4項関係)

運 輸 部



事故・災害等に関する報告連絡体制

